

2016年1月26日

秦野市長 古谷 義幸 様

渋沢丘陵を考える会	代表	日置乃武子
秦野の自然と環境を守る会	代表	山本とし子
秦野のホテルを守る会	会長	吉田 嗣郎
丹沢・未来プロジェクト	代表	栗原 孝司
さんげつ会	事務局	山田 芳枝

(各印省略)

## 渋沢地区・霊園開発地におけるノスリ保護対策の 抜本的拡充強化について (要望)

渋沢地区・相模メモリアルパーク第2霊園の工事区域とその周辺ではノスリの繁殖期を迎えています。昨シーズンはノスリの繁殖が確認されたことから貴職のご指導で一定の期間と範囲で工事が中止され1羽の雛が巣立ったことに感謝いたします。この教訓を踏まえて今期の猛禽類の保護対策を抜本的に拡充強化することを要望いたします。

### 1 工事による繁殖妨害の阻止

今シーズンは、昨年10月下旬からノスリのディスプレイと見られる行動が始まり、現在に継続しています。一般にノスリのディスプレイは早くとも1月から始まるとされていますが、早期から縄張りを主張するような行動が開始された原因としては、工事の進捗によって営巣地・採餌地が大規模かつ急速に改変・消失したことが推察されます。まもなくノスリがもっとも敏感となる本格的な繁殖期を迎えますが、貴職におかれましては、急速大規模な工事によってノスリの造巣をはじめとする一連の繁殖行動がいささかも妨害されることのないよう事業者を強くご指導くださるよう要望いたします。

事業者は経営許可申請書（以下、許可申請書と呼びます）において「工事に起因する要因により対象猛禽類の繁殖に悪影響が及んでいる可能性が認められた場合には、工事の一時中止などの配慮を行う」と述べており、また、市も昨年3月議会で、ノスリに悪影響がでた場合「必要に応じて、工事の変更、一部中止はやむを得ない」と答弁しています。

## 2 昨期営巣地に対する特別な保全対策

昨シーズンに雛が育った繁殖環境および採餌環境の保全は特別に重要です。

進入路は営巣中心域を数百メートルにわたって横切っていますが、環境省の「猛禽類保護のすすめ方」（以下、改訂版を含め国指針と呼びます）では「住宅、工場、……および道路などの建設、森林の開発を避ける必要がある」とされ、もともと大規模開発が認められない区域です。さらに国指針は「繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期……に繁殖しなかった場合、あるいは繁殖を途中で放棄した場合には、飛行軌跡等のデータ量と具体的な内容を基に、専門家の意見を聞いてその後の対応を検討すべきである」と強調しています。

事業者もまた、許可申請書において「営巣木および営巣中の主要な狩場などが認められる場所の周辺部については、できる限り繁殖期間を避けて工事を実施できるよう、工事計画を策定する」と記しています。

貴職におかれましては、事業者に対し早急に2期目の繁殖を保証するための有効かつ具体的な工事計画書を作成し、これを書面等によって市・県に報告するようご指導ねがいます。

## 3 モニタリングの通年化と拡充強化

事業者は許可申請書において、猛禽類の調査は「各年の3月～8月に実施し、各月1回～2回」行うとしています。しかし、計画地に生息するノスリは留鳥であり、繁殖期の一部期間（6ヵ月）だけの調査では保護に役立つ情報は得られずまったく不十分です。国指針は「調査時期は、一般的には繁殖期は1～8月、非繁殖期は9～12月とし、各々について行う」「生息（繁殖）状況は、巣立ち、孵化・育雛まで、産卵・抱卵まで、造巣まで、生息のみの5段階にわけて記録する」として、通年の調査を指導しています。市のオオタカ調査団も通年調査を行っています。

霊園開発区域は広く、観察者1人では見落としが生じ、1ヵ所からでは地形上観察不能な地点も多くあります。さらに採餌状況の観察はある程度の人員と時間が必要です。その上オオタカ雌雄も飛翔しています。

また、秦野市と周辺における産卵時期については、2002年は3月18日～23日、2007年は人為的な要因もあってそれより2ヵ月程度遅かったとの記録があります。ノスリの繁殖行動が、特に開発区域とその周辺においては、標準的な繁殖スケジュール通りに行くとは限りません。

貴職におかれましては事業者に対し、モニタリングを通年体制にし、人員・場所・時間・機材を拡充し精度を高め、猛禽類の生息および採食地の状況を総合的に把握し、複数の専門家によって解析し、結果を直ちにフィードバックす

るようご指導くださるよう要望します。

#### 4 国・県指針の基本的性格

「神奈川県オオタカ保護指導指針」（以下、県指針と呼びます）は「オオタカの保護および自然環境の保全を図るものである」として、オオタカと自然環境を切り離すのではなく、オオタカ保護の行き着く先、基本的な目的は自然環境の保全だとしています。

また、県指針が依拠する国指針でも、イヌワシ、クマタカ、オオタカ以外の猛禽類の保全措置については「これら3種の考え方や海外の事例等を参考にしつつ、適切な手法で配慮していく必要がある」としています。行政も、事業者も、私ども市民も、ともに知恵を絞ってオオタカとともに絶滅の危機に直面しているノスリの保護策を考え、もって自然環境・生物多様性の保全をめざしていく必要があると考えます。

事業者側には猛禽類の専門家がおられると伺っています。市にもオオタカ調査団が長年にわたって猛禽類の調査を継続しています。私どももその方々の知見を拝聴し、市、事業者、私たち3者が開発区域とその周辺に繁殖するノスリの危機的状況とその保護対策について意見を交わす機会を設けてくださるようお願いいたします。

ご多忙中誠に恐縮ですが、2月12日までに文書にてご回答くださるようお願いいたします。

以 上

〈連絡先〉 〒 257-0013 秦野市南が丘2-2-6-204  
小日向 彰 0463-81-5476 (FAX 兼用)